

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設工事に関して、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を定め、平成30年3月1日から適用し、関係機関に通知しました。

措置の概要（1）

①対象となる単価

労務単価及び資材単価等

②請負代金額の変更の考え方

平成30年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、平成30年2月末までの単価を適用して予定価格を積算しているものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

措置の概要（2）

①対象となる単価

労務単価及び資材単価等

②請負代金額の変更の考え方 等

平成30年2月28日以前に契約した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条6項の運用について」(平成26年2月24日付け建政第741号)1.(1)及び2.から9.(4.(3)を除く)の規定を準用するものとする。